

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等を対象として、臨時特別給付金を支給します。お済みでない人は、早めに申請をお願いします。

※支給要件に該当する人へ案内通知を送付しています。

基本給付

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

支給対象者(次のいずれかに該当する人)

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人(申請不要)
- ②公的年金等を受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人(要申請)
※平成30年の収入額が支給制限限度額に相当する収入額未満の人に限り(収入には、公的年金等を受給している場合にはその受給額を含む)。
- ③申請時点で児童扶養手当の支給要件に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(要申請)

申請期限 2月26日(金)まで

追加給付

1世帯5万円

支給対象者

基本給付金対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人(要申請)

申請期限

2月26日(金)まで

問い合わせ

子育て応援課
子育て応援担当
(1階⑥番窓口)



マイナンバーカードの取得申請はお早めに 特設出張窓口(予約制)を開設します

マイナンバーカードの申請が簡単に行える特設出張申請窓口(予約制)を開設します。特設会場では、市の職員が写真撮影(無料)を行い、申請手続きのお手伝いをします。

申請後、1か月ほどで、市の職員が代理で暗証番号を設定した上、申請者に郵送(本人限定受取郵便)します。
※予約数の上限に達した際は、受け付けできない場合があります。

特設出張窓口

開設日 2月4日(木)・10日(水)

午前9時30分～午後5時

(受け付けは午後4時30分まで)

場所 武蔵台公民館

予約方法

期間 1月20日(水)～開設日2日前

申請条件

- 申請者が本人限定受取郵便で受け取れること(転送手続きをしていない等)
- マイナンバーカードが出来上がった後、職員が暗証番号の設定をすることに同意できること
- 通知カード、住基カード(お持ちの人)を受付時に回収することに同意できること

持ち物等

通知カード、住基カード(お持ちの人)、本人確認書類(詳細は申込時に確認)

※6文字以上16文字以内の英数を交えた暗証番号、4桁の暗証番号を考えてきてください。

申し込み 下記へ

問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)

マイナンバーカードの申請は、マイナポイントの付与期限に近づくと、混雑することが予想されます。必要な人は、早めに申請をお願いします。

マイナンバーカードは、身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、電子証明書を使用した電子申請など、さまざまな場面で利用できます。また、好きなキャッシュレス決済サービスを選んで申し込みを行い、チャージまたは買い物をする、上限5,000円分(付与率25%)のマイナポイントが付与されます。